

伊丹市立松崎中学校 P T A 規約

第1章 名 称 及 び 事 務 所

第1条 この会は、松崎中学校 P T A と名づけ、事務所を伊丹市山田2 - 1 - 1伊丹市立松崎中学校内におく。

第2章 目 的 及 び 活 動

第2条 この会は、会員の協力により、家庭・学校ならびに地域における生徒の健全にして幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。

1. 会員相互の教養を高めることにより、よい保護者よい教師となるよう努める。
2. 保護者(家庭)と教師(学校)と地域との緊密な連携により松崎中学校教育の充実をはかる。
3. 学校及び地域における生徒の生活環境を良くする。
4. その他、教育の諸条件の整備充実に努める。

第3章 方 針

第4条 この会は、次の方針によって活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教活動を行わない。
3. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、松崎中学校生徒の保護者又はこれにかわる保護者及び教職員とする。又はこれにかわる保護者及び教職員とする。

1. 入退会は任意とする。
2. 入退会を希望する場合は、書面にて会長宛てに提出し、本会の承諾を得るものとする。但し、退会の場合、既納の会費は返還しない。
3. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡したとき
 - (2) 生徒の転校および卒業時
 - (3) 教師の他校への人事異動

第6条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会を退会した者は、P T A の目的を達成するための事業・活動に参画する平等の権利と参加する義務など全ての会員資格を喪失する。

第5章 役 員

第8条 この会の役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名(内教員1名)
3. 書記 若干名(内教員1名)
4. 会計 若干名(内教員1名)

第9条 この会の役員は、次の任務を行う。

1. 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会、企画委員会、役員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。
3. 書記は、この会の庶務を行い、各種の会合及び活動状況等を記録し、整理保管する。
4. 会計は、この会の会計事務を行い、会計諸帳簿の整理保管に当たる。

第10条 役員の選出は、別に定める選考細則により選出し、定期総会において会員の承認により決定する。役員の任期は就任した日から次年度定期総会までとし、再任を妨げない。

第6章 会 計 監 査

第11条 この会に、会計監査を置く。

1. 会計監査は3～4名(保護者会員より2～3名、教頭もしくは教員会員より1名)とし、選出及び任期は役員に準じ、役員・委員を兼ねることはできない。
2. 会計監査は、年2回行い、総会において報告する。

第7章

顧問

第12条 この会に顧問をおく。

1. 顧問は、前年度役員、校長とする。
2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 顧問は、この会の運営について会長の諮問に答える。

第8章

会議

第13条 この会は、次の会議をもつ。総会、役員会、企画委員会。

第14条 総会は、全会員によって構成し、この会の最高決議機関である。

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年1回、年度はじめに開催する。次の事項は、定期総会に報告し、承認を得なければならない。
 - (1) 前年度の事業並びに収支決算
 - (2) 役員の選出
 - (3) 新年度の事業計画並びに予算
 - (4) その他必要と認める事項
2. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
3. 総会の定足数は、会員の3分の1とし(委任状を含む)、議決は、出席者の過半数による。賛否同数の場合は、議長が決定する。
4. 総会を開く場合は、事前に、議案を全会員に通知する。
5. 総会は役員会が必要と認めたときは、書面による決議を行うことができる。決議は、定期総会・臨時総会ともに招集による決議、または書面(議決権行使書)議決(電磁的記録を含む)によるものとする。

第16条 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

1. 役員会は、必要に応じて会長が召集する。
2. 役員会は、この会の運営及び活動に関する企画立案等を、企画委員会と綿密な連携を保ちつつ行う。
3. 役員会は、緊急事項について処理する。

第17条 企画委員会は、役員及び教職員の代表者によって構成する。

1. 企画委員会は、随時会長が招集する。
2. 企画委員会は、次のことを行う。
この会の運営及び活動に関する企画・立案と推進

第9章

会計

第18条 この会の経費は、会費及び事業収益金等をもって、これにあてる。

第19条 会費は、毎年1生徒、1教職員につき2160円とする。当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。ただし、事情により役員会の承認を得て、減免することができる。

第20条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章

規約改正

この会の規約改正については、定期総会にはかる。

その際、改正案の内容を事前に全会員に通知する。

第11章

付則

この会の規約は、定期総会の議決を経た日よりこれを施行する。

第12章

会則などの管理

第21条 会長は、次に掲げるものを事務局に備えるものとする。

- (1) 会則及び規程
- (2) 総会、各委員会の議事録・活動報告書
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿

会長は、会員から第25条(1)から(4)に規定する書類の開示又は提供の請求があったときは、開示又は提供させるものとする。但し、個人情報保護等の観点から開示又は提供を断る正当な理由があるときは、この限りでない。また第三者より開示請求があった場合は別途定める「個人情報取り扱い規定」に基づいて行う。

この規約は、平成30年5月2日 一部改正、同日より施行

この規約は、令和元年5月8日 一部改正、同日より施行

この規約は、令和05年5月2日 一部改正、同日より施行

この規約は、令和06年5月2日 一部改正、同日より施行

この規約は、令和07年5月1日 一部改正、同日より施行

松崎中学校PTA役員選考細則

- 第1条 松崎中学校PTA規約第10条により役員及び会計監査の選出については、全てこの細則により実施する
- 第2条 役員及び会計監査の選出に当たっては、その手続きを公正・円滑に処理するため選考委員会を構成する。選考委員長は役員経験者とし、委員を募集する。なお、校長を相談役とする。
- 第3条 選考委員の任期は、新年度総会終了までとする。
- 第4条 選考委員会は、選出した役員候補者を総会に報告し承認を得る。
- 第5条 この細則に明示していない事項については企画委員会で協議の上、委員総会で定める。
- 第6条 この細則の改廃は、企画委員会で決定し、承認を得る。

この規約は、平成30年5月2日 一部改正、同日より施行

この規約は、令和05年5月2日 一部改正、同日より施行

松崎中学校PTA慶弔規定

会員の慶弔に関する贈与は、この規定の定めるところによる。

1. 会員並びに会員の生徒の死去の場合、香料5,000円と供花又をしきみをおくる。
2. 会員の生徒・会員の教職員が1ヶ月以上入院した場合、5,000円又はこれに相当する品をおくる。
3. ここに規定していない特殊な事態が生じた時は、役員会において協議して決める。
4. この規約の改廃は、企画委員会の決議による。

この規約は、平成30年4月21日 一部改正、同日より施行

松崎中学校PTA横断幕作成要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、松崎中学校の生徒の課外部活動の成果に対し、横断幕を作成掲示することにより、県大会等への出場を奨励し、スポーツおよび文化の振興に寄与することを目的とする。

(基準等)

- 第2条 松崎中学校で作成される基準のものを除く、総合体育大会や新人大会、各種大会等で県4位以内とする。松崎中学校の生徒であること。

(申請)

- 第3条 申請は松崎中学校に行う。中学校での基準に該当しない場合、企画委員会にて作成の決定を行う。

- 第4条 この要綱の改廃は、企画委員会で決定し、承認を得る。

この要綱は、令和6年10月1日より施行

伊丹市立松崎中学校 PTA 個人情報取扱規則

伊丹市立松崎中学校 PTA(以下、本会)が保有する個人情報の適正な取扱と、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得や利用、管理について以下の通り定めるものとする。

(目的)

第 1 条 本会が保有する個人情報において、適正な取扱と活動の円な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報の管理者は PTA 会長とする。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報の取扱者は PTA 役員とする。

(守秘義務)

第 5 条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を決め、公開し本人に明示する。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報は、PTA 活動に関するものに限定する。

(個人情報の利用制限)

第 8 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条により特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を扱わないものとする。

(管理方法)

第 9 条 個人情報は管理者及び取扱者が安全かつ適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄する。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等については、適切な状態で保管することとする。また、個人情報の学校外への持ち出しは原則禁止とする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は、次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供を行わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第 12 条 本会は、松崎中学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 個人情報を第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報を漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、PTA 役員に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 本会の「伊丹市立松崎中学校 PTA 個人情報取扱規則」は、役員会において改正する。

附則

本規則は、平成 30 年 5 月 2 日より施行する。